

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(平成28年度第2四半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	感染系排水処理設備改修工事	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年7月6日	日本空調サービス㈱ 箕面市船場東2丁目4-56	1,306,800円	契約業者は当院の設備管理を委託している業者であり、施設設備について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11項)	
2	化学療法室増設に伴う地域医療連携室の改修工事	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年7月11日	日本空調サービス㈱ 箕面市船場東2丁目4-56	2,997,000円	契約業者は当院の設備管理を委託している業者であり、施設設備について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11項)	
3	化学療法室用チェア一式	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年7月22日	宮野医療器㈱ 神戸市中央区楠町5丁目4-8	1,399,680円	予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
4	電動回転ファイル機械の撤去及び補修工事	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年7月22日	日本空調サービス㈱ 箕面市船場東2丁目4-56	1,242,000円	予定価格が250万円をこえない工事であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項)	
5	X線透視撮影装置の修理	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年7月27日	(株)日立製作所ヘルスケア 姫路営業所 姫路市北条口2-7	1,620,000円	契約業者は当該装置の製造販売関連会社であり、他の業者では装置の保守管理ができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
6	X線一般撮影装置の管球交換	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年8月1日	東芝メディカル㈱ 姫路市飾磨区三宅1丁目194番2	1,728,000円	契約業者は当該装置の製造販売関連会社であり、他の業者では装置の保守管理ができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(平成28年度第2四半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
7	研修棟1階改修工事	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年8月8日	日本空調サービス(株) 箕面市船場東2丁目4-56	1,080,000円	契約業者は当院の設備管理を委託している業者であり、施設整備について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11項)	
8	統合ビューにかかる医療情報システム機能追加	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 情報管理課	平成28年8月30日	富士フィルムメディカル(株) 大阪市淀川区西宮原1-3-5	1,015,200円	契約業者は当該システムの導入業者であり、当該システムを熟知していることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
9	ナースコール設備の一部更新工事	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年9月12日	(株)きんでん 姫路市安田4丁目133番地	71,928,000円	本工事は病院機能を継続しながら行うため、迅速かつ安全で的確な作業を必要とする。契約業者は既存の当該システムの導入業者であり、当該システム及び当院の施設設備を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第35条第11項)	
10	診断用CT搭載型SPECT装置の設置に伴う電気工事について	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年9月12日	(株)きんでん 姫路市安田4丁目133番地	7,776,000円	本工事は停電を伴うため、迅速かつ的確な作業を必要とする。契約業者は停電点検の施行業者であり、過去の実績から当院の施設設備について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第35条第11項)	
11	入退院センター移設に伴う多目的ホールの改修工事について	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年9月14日	日本空調サービス(株) 箕面市船場東2丁目4-56	1,782,000円	契約業者は当院の設備管理を委託している業者であり、施設設備について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11項)	
12	超音波診断装置の年間保守契約について	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年9月30日	東芝メディカルシステムズ(株) 姫路市飾磨区三宅1丁目194番2	1,555,200円	契約業者は当該装置の製造販売関連会社であり、他の業者では、装置の保守管理ができないため、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11項)	

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(平成28年度第2四半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
13	硝子体手術装置	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年7月29日	河野医科器械(株) 神戸市中央区布引町2- 2-25	23,760,000円	現有機の修理不能による購入であり、医療安全上緊急に整備する必要があり、入札に付するいとまがないことから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
14	パルスオキシメータ20台	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年9月30日	宮野医療器(株) 神戸市中央区楠町5丁 目4-8	3,132,000円	予定価格が160万円をこえない財産の買い入れであるため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
15	凍結切片作成装置	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年9月30日	宮野医療器(株) 神戸市中央区楠町5丁 目4-8	4,892,400円	既存機器の増設であり、契約業者は当該システムの導入業者であり、当該システムを熟知していることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
16	保育器	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年9月30日	宮野医療器(株) 神戸市中央区楠町5丁 目4-8	9,860,400円	既存機器の増設であり、契約業者は当該システムの導入業者であり、当該システムを熟知していることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
17	電動式油圧診察台	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年9月30日	宮野医療器(株) 神戸市中央区楠町5丁 目4-8	1,101,600円	予定価格が160万円をこえない財産の買い入れであるため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
18	肺機能計	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年9月30日	宮野医療器(株) 神戸市中央区楠町5丁 目4-8	1,587,600円	予定価格が160万円をこえない財産の買い入れであるため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(平成28年度第2四半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
19	湾曲式喉頭直達鏡セット	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年9月30日	宮野医療器株 神戸市中央区楠町5丁 目4-8	1,015,200円	予定価格が160万円をこえない財産の買い入れであるため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
20	乳腺生検装置	姫路市下手野1丁目12 番1号 姫路赤十字病院 施設用度課	平成28年9月30日	宮野医療器株 神戸市中央区楠町5丁 目4-8	1,798,686円	現有機の修理不能による購入であり、医療安全上緊急に整備する必要があり、入札に付するいとまがないことから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	